

調達要求番号：6L121A79053

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
産業廃棄物収集運搬及び処分役務		仕 - 13	
		作 成	令和8年10月14日
		変 更	
		作成部隊等名	高射学校 総務部 補給科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊高射学校において実施する産業廃棄物収集及び処分の役務について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)

2 役務に関する要求

2.1 産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類は、表1による。

表1-産業廃棄物の種類

番 号	産業廃棄物の種類	数量	備考
1	混合廃棄物	一式	105m ³

2.2 一般的要求事項

契約の相手方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下，“法”という。）に基づき産業廃棄物の収集、運搬及び処分を行う。

2.3 引渡し場所等

陸上自衛隊下志津駐屯地 2号建物内(2F)、8号建物内、22号建物内、98号建物前、41号建物前及びAW訓練場

2.4 引き渡し時期

令和9年1月29日までに駐屯地より搬出

2.5 処理の区分

処理の区分は、調達要領指定書によって指定する場合を除き，“収集、運搬及び処理”とする。

2.6 処理基準

処理基準は、次による。

- a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は、法第12条で定める“産業廃棄物処理基準”による。

- b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条の2で定める“特別管理産業廃棄物処理基準”による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2による。

表2－提出書類

番 号	書類名		提出先	部数	提出時期
1	(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可証（写）及び（特別管理）産業廃棄物処分業許可証（写） ^{a)}		契約担当官等	1	契約後速やかに
2	産業廃棄物管理票 （マニフェスト）	B 2 票		1	運搬終了後速やかに
		D 票		1	処分終了後速やかに
		E 票		1	最終処分業者から二次マニフェストのE票の送付を受けた日から速やかに提出する。
3	役務完了届	別 紙		1	運搬終了後速やかに
注 ^{a)} 許可の更新申請中においては、自治体等の受領印が押された更新申請書の写を提出し、更新終了後、各許可証の写を提出する。					
^{b)} 見積りを提出する前に、必ず排出する廃棄物の現地確認をすること。					

4.2 秘密保全等

契約の相手方は、この契約の履行にあたり、知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について」（防経装第9246号21.7.31）第3項に規定する調達情報セキュリティ基準に基づき、適切に管理するものとする。

4.3 輸送

処分に必要な輸送は、契約の相手方が担任するものとする。

4.4 安全管理

契約の相手方は、この契約の履行にあたり、安全の確保に万全を期すものとする。

4.5 その他

- 契約の相手方の当該駐屯地(施設等を含む。)などへの立入りは、それぞれ立入許可権者の定める要領による。
- 処分で発生した資材等は、契約の相手方が処分するものとする。
- 契約の相手方は、検査その他に必要な技術資料を、官側の要求によって閲覧に供するものとする。
- この仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。
- 現場確認をしたのち、下見積もりを提出すること。

令和 年 月 日

契約担当官
陸上自衛隊高射学校
会 計 課 長 殿

会 社 名 :
住 所 :
代表者名 :

印

役 務 完 了 届

- 1 役務名
- 2 規格・数量
- 3 契約番号
- 4 契約年月日
- 5 調達要求番号及び調達要求部署
- 6 納 期
- 7 修理実施時期

上記の役務が完了致しましたご報告致します。